

株式会社確認サービス

■長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金表(課税対象)

業務区域 : 日本全域
 対象建築物 : 一戸建ての住宅および共同住宅等の新築住宅
 既存住宅(増築・改築を伴うもの)

◆【新築住宅】一戸建て住宅 (併用住宅を含む)

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《》内はその税額を表示しています。

(税込) 単位:円

審査項目	技術的審査	当社に設計住宅性能評価申請がある場合
法第6条1項一号のみ 審査申請する場合	41,000 《 3,037 》	2,000 《 148 》
法第6条1項の内第三号を 除くすべての審査申請する 場合	46,000 《 3,407 》	5,000 《 370 》
法第6条1項すべての 審査申請する場合	51,000 《 3,778 》	8,000 《 593 》

1. 表中「法」とは『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』を示します。
2. 変更に係る技術的審査料金については、見積と致します。

◆【新築住宅】共同住宅等

※価格は税抜価格を表示しています。

(税別) 単位:円

審査項目	戸数の合計	技術的審査のみ 申請する場合	当社に設計住宅性能評価申 請がある場合
法第6条1項一号のみ 審査申請する場合	9戸以下	$90,000 + 5,000 \times M$	2,000 × M
	10戸～19戸	$120,000 + 5,000 \times M$	
	20戸～29戸	$130,000 + 5,000 \times M$	
	30戸～39戸	$140,000 + 5,000 \times M$	
	40戸～49戸	$200,000 + 5,000 \times M$	
	50戸～	$260,000 + 5,000 \times M$	
法第6条1項の内第三号を 除くすべての審査申請する 場合	9戸以下	$100,000 + 5,000 \times M$	10,000 + 2,000 × M
	10戸～19戸	$130,000 + 5,000 \times M$	
	20戸～29戸	$140,000 + 5,000 \times M$	
	30戸～39戸	$150,000 + 5,000 \times M$	
	40戸～49戸	$210,000 + 5,000 \times M$	
	50戸～	$270,000 + 5,000 \times M$	
法第6条1項すべての 審査申請する場合	9戸以下	$120,000 + 5,000 \times M$	20,000 + 2,000 × M
	10戸～19戸	$150,000 + 5,000 \times M$	
	20戸～29戸	$160,000 + 5,000 \times M$	
	30戸～39戸	$170,000 + 5,000 \times M$	
	40戸～49戸	$230,000 + 5,000 \times M$	
	50戸～	$290,000 + 5,000 \times M$	

1. 表中「法」とは『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』を示します。
2. 表中「M」は審査対象住戸の数を示します。
3. 変更に係る技術的審査料金については、見積と致します。

◆【既存住宅(増築・改築を伴うもの)】 一戸建て住宅 (併用住宅を含む)

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《》内はその税額を表示しています。

(税込) 単位:円

審査項目	技術的審査
法第6条1項一号のみ 審査申請する場合	82,000 《 6,074 》
法第6条1項の内第三号を 除くすべての審査申請する 場合	92,000 《 6,815 》
法第6条1項すべての 審査申請する場合	102,000 《 7,556 》

1. 表中「法」とは『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』を示します。
2. 変更に係る技術的審査料金については、見積と致します。
3. 上表の料金は、耐震性について技術的助言(平成27年国住指第3435号)の別表2に示された「一般財団法人日本建築防災協会」による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析による方法を除く)に基づく場合に限ります。それ以外に基づく場合は、別途見積と致します。
4. 技術的審査の基準を満たすことを証する書面が別途ある場合は、見積と致します。

◆【既存住宅(増築・改築を伴うもの)】 共同住宅等

見積と致します。